

四日市市告示第 84 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 3月 18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)	備考 別添図位番号
		終点			
1	新正1号線	新正一丁目2444-2	6.0~9.7	61.2	No.1
		新正一丁目2444-2			
2	別名30号線	大字羽津字岡下甲13-3	6.0~9.5	47.2	No.2
		大字羽津字岡下3525-1			
3	別名50号線	羽津中二丁目1643-1	4.1~4.4	37.0	No.3
		羽津中二丁目1643-11			
4	ときわ1号線	松本二丁目188-7	4.5	40.3	No.4
		松本二丁目188-1			
5	采女31号線	采女町字花ノ木921-1	4.0	18.1	No.5
		采女町字花ノ木921-5			